

空知教育センター組合議会定例会条例

昭和44年2月13日
条例 第1号

空知教育センター組合議会の定例会は、毎年2回招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年2月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の題名及び本則の規定は、平成18年3月27日から適用する。